

改正概要説明書	
国名： オーストラリア	法令名： 商標法
改正情報： 2013 年法律 No. 13 まで改正された 2013 年 4 月 15 日編集の 1995 年 No. 119	
改正概要：	
<p><b>1. 連邦巡回控訴裁判所(the Federal Circuit Court)に関する改正</b></p> <p>連邦巡回控訴裁判所(the Federal Circuit Court(旧名： the Federal Magistrate Court))に関する規定(第 190 条(aa))の新設に伴い、裁判所に関する条文が改正されている(第 35 条, 第 67 条, 第 83 条, 第 83A 条, 第 84D 条, 第 193 条から第 196 条等)。</p> <p>なお、連邦巡回控訴裁判所の管轄については、第 191A 条において規定されている。</p>	
<p><b>2. 異議申立(Opposition)(第 52 条から第 62A 条)に関する改正</b></p> <p>異議申立書(notice of opposition)の記載要件が見直された(第 52 条(2)から同条(3A))。異議申立に対して、出願人から答弁書(Notice of intention)(第 52A 条)が提出されない場合、当該出願が失効する旨の規定が導入された(第 54A 条)。</p> <p>なお、第 54A 条の新設に伴い、第 11 条, 第 55 条(3)(c)等が見直されている。</p> <p>また、登録官の職権による補正の対象として異議申立書が除かれている(第 66 条)。</p>	
<p><b>3. 登録の抹消(Removal of trade mark from Register for non use)に関する改正</b></p> <p>異議申立書(notice of opposition)の提出要件(第 96 条)が見直された。</p>	
<p><b>4. 商標権侵害に対する救済措置に関する改正</b></p> <p>裁判所は、商標権侵害の内容に応じて、損害賠償金額を追加するための評価を行うことができる旨の規定が新設された(第 126 条(2))。</p> <p>違法行為の定義規定及び違法行為毎の罰則規定が見直され、刑事罰の強化が図られている(第 145 条から第 148 条, 第 156 条等)。</p> <p>商標権侵害疑義物品の税関長による輸入差止めについて、差押通知(seizure notice)(第 134 条)及び差押商品(seized goods)の処分方法(第 139 条)が見直された。</p> <p>また、差押商品の検査(第 134A 条), 差押商品の所有者による引渡請求, 没収, 引渡等の規定が新設された(第 136A 条から第 136E 条)。</p>	
<p><b>5. 法人格を有する商標弁護士に関する改正</b></p> <p>法人格を有する商標弁護士(incorporated trade mark attorney(第 228A 条(6B)))に関する規定が新設されている。</p> <p>また、法人格を有する商標弁護士は、代表となる個人の商標弁護士(A trademarks attorney director)を少なくとも一人有する必要があると規定されている(第 228A 条(6A)(a)及び同条(6C))。</p> <p>なお、現在のところ、商標弁護士を登録する指定管理人(Designated Manager)(第 6 条)</p>	

とは、オーストラリア特許庁の長官(Director General of IP Australia)である。

## 6. その他の改正

用語の定義が見直されている(第6条, 第11条)。

また, 識別力を有しない商標に関する定義規定が見直されている(第41条)。

### 改正内容:

#### ・第6条 定義

(1)において, 「訴訟期間」, 「請求期間」, 「連邦巡回控訴裁判所」, 「弁護士法人」, 「商標弁護士法人」, 「知的所有権に係る助言」, 「商標弁護士部門長」及び「商標業務」が新たに定義された。

「条約国」の定義が, 「条約国であると宣言された国」から「規則により定められた外国の国又は地域」に変更された。

「指定所有者」及び「職業基準委員会」の定義が, 1990年特許法と同様となった。

(3)は, 新設項目である。

#### ・第11条 「係属」の定義

(1)(a)において, 「第37条参照」が「第37条及び第54A条参照」に変更された。

#### ・第35条 上訴

「連邦裁判所に上訴することができる」が「連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる」に変更された。

#### ・第41条 出願人の商品又はサービスを識別しない商標

(1)-(4)は, 新設項目である。

旧法の(1)は(5)に変更された。

旧法の(2)-(6)は削除された。

#### ・第52条 異議申立

(2)及び(3)において, 異議申立書に関して明確化された。

#### ・第52A条 登録への異議申立に抗弁する答弁書

新設条文である。

・第 54 条 異議申立手続

(3)は、新設項目である。

・第 54A 条 出願を防御する答弁書が提出されない場合の、異議を申し立てられた出願の失効

新設条文である。

・第 55 条 決定

(1)において、「異議申立手続が停止又は却下された場合」が「(3)が異議申立手続に適用された場合」に変更された。

(3)は、新設項目である。

・第 66 条 その他の書類の補正

(2)は、新設項目である。

・第 67 条 上訴

「連邦裁判所に上訴することができる」が「連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる」に変更された。

・第 68 条 登録義務

(1) (b) (iii)において、「異議申立が第 222 条に基づき却下」が「異議申立が第 222 条又は第 54 条 (2)の目的のために定められた規則(もしあるならば)に基づき却下」に変更された。

・第 83 条 登録簿に記入された商標の明細の補正

(2)において、「連邦裁判所に上訴することができる」が「連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる」に変更された。

・第 83A 条 登録商標の補正—国際協定との不一致

(8)において、「連邦裁判所に上訴することができる」が「連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる」に変更された。

・第 84D 条 登録撤回に対する上訴

「連邦裁判所に上訴することができる」が「連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる」に変更された。

・第 96 条 異議申立書

(2)において、異議申立書の提出に関して明確化された。

(3)-(6)は、新設項目である。

・第 97 条 申請に対して異議申立がされなかった場合における登録簿からの商標の抹消等

(1)において、商標登録簿からの除去に関して明確化された。

・第 99A 条 登録官に提出された異議申立の却下

新設条文である。

・第 104 条 上訴

「連邦裁判所に上訴することができる」が「連邦裁判所又は連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる」に変更された。

・第 126 条 裁判所からどのような救済措置を得られるか

(2)は、新設項目である。

・第 134 条 差押通知

(1)-(4)において、差押の通知に関して明確化された。

・第 134A 条 差押商品の検査、引渡等への承認

差押商品の検査、引渡等への承認に関する新設条文である。

・第 136 条 差押商品の引渡請求

差押商品の引渡請求に関して明確化された。

・第 136A 条—第 136E 条

差押に関する新設条文である。

・第 137 条 商標侵害訴訟

(1)において、差押商品に関する通知商標についての侵害訴訟の時期的要件が削除された。旧法の(5)が削除された。

・第 139 条 連邦に没収された差押商品の処分

(1)-(6)において、連邦に没収された差押商品の処分に関して明確化された。

・第 145 条 登録商標の偽造又は除去

登録商標の偽造又は除去に係る商標権侵害の正式起訴されるべき違法行為及び略式違法行為に関して明確化された。

・第 146 条 登録商標を偽って使用すること

登録商標の使用に係る商標権侵害の正式起訴されるべき違法行為及び略式違法行為に関して明確化された。

・第 147 条 商標に係る違法行為での使用のための鋳型等の製造

商標権侵害に関与する鋳型等の製造に係る正式起訴されるべき違法行為及び略式違法行為に関して明確化された。

・第 147A 条 違法行為での使用のために商標を描くこと等

違法に商標を描く行為等に係る正式起訴されるべき違法行為及び略式違法行為に関する新設条文である。

・第 147B 条 商標に係る違法行為のために物を所有し又は処分すること

商標権侵害に関与する物の所持に係る正式起訴されるべき違法行為及び略式違法行為に関する新設条文である。

・第 148 条 偽りの商標を付した商品

偽りの商標を付した商品に係る正式起訴されるべき違法行為及び略式違法行為に関して明確化された。

・第 149 条

削除された。

・第 156 条 無登録者の見せかけ行為又は紹介

商標弁護士，商標代理人，特許弁護士又は弁護士の身分を偽った者又は会社に関する刑事罰が明確化された。

・第 157A 条 商標弁護士法人は商標部門長を有さなければならない

商標弁護士法人の違法行為に関する新設条文である。

・第 190 条 所定の裁判所

連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 191A 条 連邦巡回控訴裁判所の管轄権

連邦巡回控訴裁判所の管轄権に関する新設条文である。

・第 193 条 管轄権の行使

第 191A 条が追加された。

・第 194 条 手続の移送

(3)は、新設項目である。

・第 195 条 上訴

(2)において、連邦裁判所の他に連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 196 条 登録官は上訴の審理に出頭することができる

連邦裁判所の他に連邦巡回控訴裁判所が追加された。

・第 199 条 商標局及びその支局

(2)において、「各州に、商標局の支局を置くものとする」が「登録官は、登録官が適切と判断する 1 又は複数の商標局支局を設置することができる」に変更された。

(3)は、新設項目である。

・第 213 条 書類の提出

旧法の(1)が削除された。

・第 225 条 条約国

旧法の(1)が削除された。

・第 228A 条 商標弁護士の登録

(4)(e)は、新設項目である。

(6A)-(6C)は、新設項目である。

旧法の(9)は、削除された。

・第 229 条 商標弁護士及び特許弁護士の特権

(1)依頼人と登録商標弁護士との通信に関して明確化された。

(1A)依頼人と登録商標弁護士とで作成される記録又は書類に関して明確化された。

(1B)は、登録商標弁護士に関する新設項目である。

(3)(d)は、新設項目である。

旧法(3)(d)は(3)(e)に変更された。

(4)は、新設項目である。

・ **第 229A 条 指定管理者は ASIC に情報を開示することができる**  
新設条文である。

・ **第 231 条 規則**

(2)(ia)は、新設項目である。

(3)は、新設項目である。